

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 豊田市松ヶ枝町三丁目30番地

氏名 ホームメックス 株式会社
代表取締役 餅原 幹也 様

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。



豊田市長 太田 稔彦



許可の年月日 平成28年 5月16日

許可の有効年月日 令和 5年 5月15日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

(1) 積替え、保管を除く。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、動植物性残さ、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上 7品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(2) 積替え、保管を含む。

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 9品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（積替え又は保管を行う場合に限る。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地

豊田市矢並町香沢219番3

(2) 面積



2, 437.51m² (保管面積 193.41m²)

(3) 産業廃棄物の種類

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(4) 保管上限

276.54m³

(5) 高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年 3月13日 更新許可

平成17年 3月13日 更新許可

平成22年 4月12日 更新許可

平成27年 5月 1日 更新許可

平成28年 5月16日 更新許可（優良認定）

令和 3年10月 4日 書換

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

存 ・

